



| | |
|--------------|---|
| Title | 法的愛か感情的愛か：イエーナ期ヘーゲルとA.ホネットの比較に基づいて |
| Author(s) | 高木, 俊輔 |
| Citation | 若手研究者フォーラム要旨集. 2024, 10, p. 5-8 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/98137 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法的愛か感情的愛か

—イエーナ期ヘーゲルと A. ホネットの比較に基づいて—

哲学哲学史 博士前期課程 1 年

高木 俊輔

はじめに

フランクフルト学派の第三世代として知られる A. ホネットの主著に『承認をめぐる闘争』(以下『闘争』と略す) がある。『闘争』においてホネットは、三つの承認を示し、このうちの一つが本稿で扱う愛の概念である。ホネットは、『闘争』でイエーナ期ヘーゲルの『精神哲学草稿 II』を参考にして、独自の理論を打ち立て、ヘーゲルの理論をアクチュアル化させるという試みを行う。しかし、ホネットが示す愛の概念は、ヘーゲルが示す愛の概念とは、明確に区別できると共に、ホネットはヘーゲルの理論を十分にアクチュアル化できていないというように捉えることも可能である。両者の愛の概念の相違は以下のように示すことができる。すなわち、イエーナ期ヘーゲルが示す愛の概念は法的なものであるのに対して、ホネットが示す愛の概念は、少なくとも『闘争』では感情的なものとして示すできる。こうした背景を下に、本稿では、イエーナ期ヘーゲルが示す愛の概念とホネットが示す愛の概念の整理を行う。

行論は以下の通りである。第一にイエーナ期ヘーゲルの愛の概念を概観する。ここでは、ヘーゲルの愛の概念が、子どもを財と見なした法的なものであることが理解できるだろう。第二に、ホネットの愛の概念を概観し、両者の相違を浮かび上がらせる。ここでは、イエーナ期ヘーゲルに着目した『闘争』におけるホネットの視座の欠点とその解消を見出すことができるだろう。

1. イエーナ期ヘーゲル

『精神哲学草稿 II』において、ヘーゲルは、愛を他者の内で自分を知ることであると定義づけている。(Vgl. Hegel (1987) 193 (148-149)) イエーナ期ヘーゲルの愛の概念において中心に据えられている事柄は、男女間の愛である。男女が夫婦になる際に、産まれた子どもを媒介にして愛が認識される。ヘーゲルは、「両者は物である第三者を媒介とした相互の奉仕を通じて、自分たちの相互の愛を認識する」(Hege1 (1983) 194 (151)) と主張する。ここでの第三者は、男女間の子どもであるので、ヘーゲルはここで「物である第三者」というように、子どもに物性を与えていた。子どもは、家族財という男女間の占有物であり、男女はその占有物を媒介にして愛を認識する。

ところで、自然状態では、誰がその財を占有しているのか定かではない。そのため、

諸家族は、家族財をめぐり闘争する。¹ヘーゲルは、こうした「自然状態は脱却しなければならない」(Hegel (1983) 197 (154))と主張する。自然状態では、占有のためのいかなる権利や義務もないので、誰がどの財を占有しているか不明瞭であったが、この自然状態から脱却することで権利や義務をもつ法的状態に移行する。闘争は、誰がどの財をもっているのかという法的枠組みによって、解消できるのだ。したがって、イエーナ期ヘーゲルが示した愛は法的な枠組みと地続きであって、愛を認識できる家族財たる子どもの占有が法的に決まるのだから法的なものといえる。そして、この法的状態で他者の占有を侵した者の特殊性は、法によって否定され、その法という普遍性の内にとりこまれる。²こうした視座は社会的なものであり、ヘーゲルは愛を法的に考えることで社会的な問題に対して取り組もうとしていたというように解釈できる。³

2. ホネットの愛の概念

前述のイエーナ期ヘーゲルの愛の概念は、男女間で産まれた子どもを家族財とした法的なものであった。このヘーゲルの視座は前時代的なものである。ホネットはこうした前時代的なヘーゲルの視座を心理学の枠組みに当てはめて、アクチュアル化を試みる。

ホネットは、『闘争』において、D. ウィニコットの理論を用いて母子関係をモデルに愛の概念について考察を行っている。母子関係において子どもは、いくつかの工程を経て「自己信頼 (Selbstvertrauen)」をえる。はじめに、母親とその子ども、特にここでは幼児の関係は溶け合っている。この関係では、幼児は自らの欲望のままに母親やそれに準ずる人格を扱うことができ、こうした状態から脱却するためには、その幼児がある程度、成長し自立して行動できる必要がある。次に、子どもがある程度自立して行動できるようになると、母親は自分の時間を持てるようになり、最初の状態の子どもと母親が溶け合った状態から脱却する。すると、子どもは、母親との関係を確かめるために、母親にたいして攻撃をするようになる。母親は、こうした攻撃に対して、拒否反応を表現することができ、こうした子どもに対する拒否反応を示したとしても、子どもは母親が自分自身に無思慮ではないことに気がつく。子どもがいかに理不尽に母親に対して、

¹ cf. 松村 (2019) 316

² 現代のヘーゲル学者である M. クヴァンテは、以下のように主張する。クヴァンテは、『法哲学』の概念から犯罪という特殊な行為は、普遍化可能性を否定する行為であるので、法の有効性は法を否定する犯罪を法によって否定することで、証明されると主張する。つまり、法は実際に犯罪に対して刑罰を課すことを通して、自己肯定するのである。これは犯罪という特殊な行為を普遍化可能性に組み込むことを意味し、刑罰を通して理性的な表現になることを意味する。(Vgl. Quante (1993) 30-33 (27-29)) なお、『精神哲学草稿 II』と『法哲学』の関係は、松村 (2019) を参照のこと。

³ R. B. ピッピンは、「心理学的な充実のための戦略ではなく、不平等な状況を正当なものとして容認するための普遍的な根拠を理解しよう」(Pippin (2008) 203 (340)) という社会的な視座に基づく試みを行っていると主張する。

攻撃を仕掛けても母親は無条件に自分自身を顧慮しているという気づきこそが「自己信頼」である。こういった母子関係のような関係から生じる紐帶こそがホネットにおける愛の概念である。(Vgl. Honneth (1994) 158–170 (132–141)) ただし、このような愛は一例であり、ホネットは、母子関係以外の事例にも愛を見出している。

ホネットとイエーナ期ヘーゲルとの違いは以下の通りだ。すなわち、イエーナ期ヘーゲルの愛の概念が、子どもを家族財とする法的な愛であったが、ホネットの愛の概念は子どもに人格性を認めた感情的なものである。一見すると、ホネットの愛の概念は、前時代的なヘーゲルの愛の概念よりも優れている。しかし、ホネットは、ヘーゲルの理論をアクチュアル化する過程で、愛の概念を心理学の枠組みに当てはめて、ヘーゲルが問題にしていた社会的な視座を捨ててしまう。ヘーゲルが問題にしていた事柄は社会的なものであり、心理学的、感情的なものではないのだ。⁴

この欠点は、『自由の権利』において解消されうると私は考える。つまり、『自由の権利』では、『闘争』よりも社会的な考察ができると考える。具体的に『自由の権利』でホネットは、今日の家族内の流動的な役割義務を感情的に引き受けるためのコミュニケーションを中心に論じることで、ヘーゲルの前時代的な視座を排除しつつ、そういうふたコミュニケーションを保障できていない西洋社会を批判する。そのため、私は、ホネットが『自由の権利』において感情的な愛を保持しながら、社会的な問題点に目を向けることに成功していると考える。その詳細を以下で示す。

今日の家族についてヘーゲルの時代との相違点として、子どもにも自立性を当てはめられること (Vgl. Honneth (2013) 284–285 (305–306)) や家族関係の長期化が見出せること (Vgl. Honneth (2013) 292–293 (313–314)) という特徴を見出すことができる。この家族関係において一方が他方において愛を見出すためには、家族内のコミュニケーションが必要である。⁵ホネットは、家族内のコミュニケーションによる役割義務の引き受けが「自分が感情的に受け入れられ、きちんと扱われている」(Honneth (2013) 298 (320)) ということに関わると考える。しかし、今日の社会的保障は未だに前時代的な視座に依拠しているので、その保障は困難だ。つまり、社会保障が伝統的な一人の男性の稼ぎ手モデルに依拠し、病気、失業、年金生活などの生活保障は就業労働にのみに由来し、こうした保障を受けるためには労働することが条件なので、自分の子どもと過ごす時間はこうした時間に計上されないのである。(Vgl. Honneth (2013) 311 (334)) したがって、社会的保障を受けるためには、子どもとのコミュニケーションを犠牲にして労働

⁴ ホネットの心理学的な視座については、本稿の注6を参照のこと。また、ホネットは、『闘争』において愛は、二人称的視座を基盤にし、普遍化できないので、政治的な要求に組み込めないと、感情的愛を社会的な問題に組み込むことを回避している。(Vgl. Honneth (1994) 259 (216))。

⁵ 具体的には子どもとの遊戯、成人した子どもの親の介護がある。(Vgl. Honneth (2013) 305–310 (328–332))

する必要がある。このようにしてホネットは、『自由の権利』で社会的問題を扱う。

まとめ

本稿では、イエーナ期ヘーゲルとホネットの愛の概念を整理した。イエーナ期ヘーゲルは、子どもを財とした法的な愛であり、これは子どもに人格性を認めていない前時代的なものである。他方、ホネットは『闘争』において子どもに人格性を認め、感情的な視座で愛を考察したが、ここではヘーゲルが問題とした社会的な視座を捨ててしまっている。『自由の権利』ではこの欠点の解消が見てとれる。ここで、ホネットは感情的な愛を保持しつつ、社会的な問題点に注意を向けている。今日における家族内での役割義務が果たす責任は、ヘーゲルの時代よりも大きくなっている。両者の違いはこうした愛に関する要求の増大を明らかにさせてくれる。ホネットによると、少子化や子どもに対しての責任の増大は、子どもに対して生涯にわたって注意と配慮の中心点として理解できるとされる。(Vgl. Honneth (2013) 315 (294)) 社会的問題はこのように道徳観の進歩に伴う弊害と捉えることができるのだ。当然ながら、こうした社会問題は、ヘーゲルの時代環境や前時代的な愛についての視座では見出すことができなかっただろう。

文献表

- Hegel G. W. F. (1987), *Jenaer Systementwürfe III: Naturphilosophie und Philosophie des Geist*, Felix Meiner, Hamburg
(G. W. F. ヘーゲル (1999) 『イエーナ体系構想 精神哲学草稿 I・II』 加藤尚武監訳、座子田豊、栗原隆ほか訳、法政大学出版局)
- Honneth Axel (1994), *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp, Frankfurt am Main
(アクセル・ホネット (2014) 『承認をめぐる闘争 社会的コンフリクトの道徳的文法』 山本啓、直江清隆訳、法政大学出版局)
- Honneth Axel (2013), *Das Recht der Freiheit: Grundriß einer demokratischen Sittlichkeit*, Suhrkamp, Berlin
(アクセル・ホネット (2023) 『自由の権利 民主的人倫の要綱』 水上英徳、大河内泰樹、宮本真也、日暮雅夫訳、法政大学出版局)
- Pippin B. Robert (2008), *Hegel's Practical Philosophy: Rational Agency as Ethical Life*, Cambridge University Press, Cambridge, UK
(ロバート・B・ピピン (2013) 『ヘーゲルの実践哲学 人倫としての理性的行為者性』 星野勉監訳、大橋基、大藪敏宏、小井沼広嗣訳、法政大学出版局)
- Quante Michael (1993), *Hegels Begriff der Handlung*, fromann-holzdog, Stuttgart-Bad Cannstatt
(ミヒャエル・クヴァンテ (2011) 『ヘーゲルの行為概念 現代行為論との対話』 高田純、後藤弘志ほか訳、リベルタス出版)
- 松村健吾 (2019) 『ヘーゲルのイエナ時代 理論編』 鳥影社